下記のとおり一般競争入札に付する。

記

- 1. 競争に付する事項
 - (1) 件 名 超遠心粉砕機購入契約
 - (2) 仕 様 入札説明書による
 - (3) 納入期限 令和8年2月27日
 - (4) 納 入 場 所 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター
- 2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第8条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産消費安全技術センター競争参加資格における契約の種類「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。 なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者と みなす。
- (4) 農林水産省又は当センターから、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 調達物品に係る仕様書に記載された要求要件を満たしていること。
- (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていること。
- 3. 入札の方法

入札金額は、上記件名に係る代金の総価を記載すること。

なお、落札者の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時
 - (1)場 所 ①宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター 業務管理課

TEL 050-3481-6012 FAX 022-293-3933

②埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部

総務部 管財課 契約第1係、第3係

TEL 050-3797-1835 FAX 048-600-2385

- (2) 日 時 令和7年10月7日から令和7年10月29日まで(土日休日は除く。) 10時から12時及び13時から17時 ただし、令和7年10月29日は12時まで
- (3) 交付方法 4.(1)の場所において交付又は電子メールによる送付を行う。 電子メールによる送付を希望する場合は4.(1)②(本部)に問い合わせること。
- 5. 入札に係る証明書の提出期限及び提出場所
 - (1) 提出書類 一般競争入札参加申込書(入札説明書 別紙) 上記 2. (3)、(5)及び(6)について証明する書類
 - (2) 提出期限 令和7年10月29日 17時
 - (3) 提出場所 上記4. (1)入札説明書を交付する場所①(仙台)に同じ
- 6. 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和7年11月27日 10時 入札後直ちに開札を行う。
 - (2)場 所 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター 別棟1階 多目的室 ※入札書を郵送する場合、11月26日必着、一般書留又は簡易書留とする。

7. 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格の無い者のした入札、資料等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札保証金

独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第11条による入札保証金額。 ただし、同規程第12条の規定に該当する場合は全額を免除する。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第29条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 契約書作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和7年10月7日

契約責任者 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 総務部長 本 澤 勝

- <お知らせ> **-**

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

この基本方針に基づき、以下のとおり、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)との関係に係る情報をFAMICのホームページで公表することとしますので、所要の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、入札案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

原則として、次の①及び②の両方に該当する契約先

ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

① FAMICにおいて役員を経験した者(役員経験者)が再就職又は課長相当職以上の

職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職している契約先

② FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている契約先

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表

- ① FAMICの役員経験者及び課長相当職以上経験者(OB)の人数、職名及びFAMICにおける最終職名
- ② FAMICとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるFAMICとの間の取引高の割合が、次のいずれかに 該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) FAMICに提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職しているFAMICのOBに係る情報(人数、現在の職名及びFAMICにおける最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びFAMICとの間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して、原則として72日以内に公表ただし、4月の契約については、原則として93日以内に公表